

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人概要

(1) 名 称 医療法人 中浦皮膚科医院

① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特別医療法人
☐出資額限度法人 ☒その他③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市中里町1030番地2

(3) 設立認定年月日 平成1年3月22日

(4) 設立登記年月日 平成1年4月3日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	中浦 優	
理事	中浦 淳	
理事	中浦 美江	
監事	中浦 広子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 中浦皮膚科医院	長崎市中里町1030番地2	0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月27日	令和4年度決算の決定
令和5年5月27日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
令和5年5月27日	理事、監事の選任の承認

法人名 医療法人 中浦皮膚科医院

所在地 長崎市中里町1030番地2

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	97,611	I 流動負債	599
II 固定資産	147,202		
1 有形固定資産	138,595		
2 無形固定資産	73	負債合計	599
3 その他の資産	8,534	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本金	8,000
		II 利益剰余金	236,214
		繰越利益剰余金	236,214
		純資産合計	244,214
資産合計	244,813	負債・純資産合計	244,813

法人名	医療法人 中浦皮膚科医院
所在地	長崎市中里町1030番地2

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	40,037
2 事業費用	43,448
本来業務事業損失	3,411
事業損失	3,411
II 事業外収益	2,071
III 事業外費用	
経常損失	1,340
IV 特別利益	
V 特別損失	343
税金引前当期純損失等	1,683
法人税	71
当期純損失	1,754

法人名 医療法人 中浦皮膚科医院
所在地 長崎市中里町1030番地2

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	244, 813千円
2. 負 債 額	599千円
3. 純 資 産 額	244, 214千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	97,611
B 固定資産	147,202
C 資産合計	244,813
D 負債合計	599
E 純 資 産	244,214

土地及び建物について、該当する欄に□を塗りつぶすこと。
土地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

医療法人 中浦皮膚科医院
長崎市 中里町1030-2

※医療法人整理番号 一 0 0 4 1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 の近親者が代表 者である法人	NQ長崎(有)	長崎市 中里町1029-2	49,117	不動産賃貸	不動産賃貸	賃借料の支払い	1,470		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中浦 優	医師	当法人理事長、不動産賃貸	賃借料の支払い	399		

不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 中浦皮膚科医院

理事長 中浦 優 殿

私は、医療法人 中浦皮膚科医院 の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月24日

医療法人 中浦皮膚科医院

監事 中浦 広子

